決議案第９号

新病院建設特別委員会の設置に関する決議の提出について

上記の決議案を三田市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和８年１０月２３日提出

議会運営委員会委員長　福 田　秀 章

新病院建設特別委員会の設置に関する決議

１　特別委員会の設置

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条及び三田市議会委員会条例（昭和３５年三田市条例第２号）第４条の規定により、７名以内の委員からなる新病院建設特別委員会を設置する。

２　調査事項

新病院建設に関する諸課題の調査・研究を行う。

３　調査期限

新病院建設特別委員会は、２に掲げる事項が終了するまで、閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

以上、決議する。

令和８年１０月２３日

兵庫県三田市議会